

## 【速報】平成26年度 税制改正大綱決定！

昨年12月12日に、政府は「平成26年度税制改正大綱」を決定しました。今月号では、読者の皆様に影響が大きいと思われる点について、ポイントだけご紹介させていただきます。

### 1. 新たな**設備投資**により、**法人税額** 最大 **10% 控除**！

資本金	1億円以下の法人	…	<b>7%</b>
資本金	3000万円以下の法人	…	<b>10%</b>

(対象) 生産性向上のための設備投資で、ソフトウェアやサーバーも含まれます。

### 2. **支払給与を増額**で**法人税を減額**！

→ 平成25年から導入の「所得拡大促進税制」の条件緩和。

#### 給与総額増加率の条件

(現行) 5%以上 **大幅減** (25~26年度) **2%以上** **微増** (27年度) 3%以上

### 3. **住宅ローン減税**の**拡充**！

**消費税8%負担者**の各年の控除最大**40万円**に**引上**！

→ (10年間で合計**400万円**)

### 4. **ゴルフ会員権売却**の損失は **通算不可** に！

(現行) ゴルフ会員権やリゾート会員権を売却した損失は他の所得と通算することができました。

(改正) 平成26年4月1日以降、この損失は**通算不可**になります！

ゴルフ会員権を売却するなら**平成26年3月31日まで**！  
利用しないゴルフ会員権はこの**3ヶ月の内に処分**しましょう！

あなたレター

ナンちゃん先生の

2014年 1月版



## ゲンキdeバリバリ 笑顔でニッコリ通信



●平成二十六年になりました。今年も昨年以上にお客様のために努力いたしますのでよろしくお願いたします。今年の四月から消費税が5%から8%に上がります。その結果、四月以降の景気の停滞が予想されますが、難波事務所も生き残りをかけて、行動力、継続力、忍耐力で、スタッフとともにサービスの拡充と充実を図って参ります。

●会計・税務申告業務はもとより、社会保険労務士・行政書士業務、さらにはFP業務の充実を図り、エンディングノートの作成、相続対策、ライフプランの提案などをさせていただく所存です。今後ともご指導、ご鞭撻よろしくお願いたします。

謹賀新年

### 2014年1月の主な予定

#### ◆ 1月 ◆

- ・個人住民税 第4期分の納付
- ・固定資産税の償却資産の申告
- ・法定支払調書及び法定調書合計表の提出
- ・給与所得者の扶養控除等申告書の提出 (平成26年分)

#### ◆ 1月10日 ◆

- ・10日：源泉所得税の納期限 (毎月納付)
- 特別徴収住民税の納付

#### ◆ 1月20日 ◆

- ・20日：源泉所得税納期の特例

#### ◆ 随時 ◆

- ・雇用保険の資格取得又は資格喪失
- ・社会保険の資格取得又は資格喪失

#### ● **住まいの給付金**ってなに?!

#### ● **イルミネーション**の季節がやってきました☆三

平成26年のカレンダーをお配りしています！  
カレンダーを難波事務所用でアレンジしました。



#### 《1月の花》

花名：水仙

花言葉：神秘・我欲・自己愛・

自惚れ・うぬぼれ



難波事務所 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所  
〒618-0014 大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号  
TEL: (075) 961-0812 FAX: (075) 961-0818  
E-mail: t-namba@sirius.ocn.ne.jp  
WEB: http://www.namba-one.com

## イルミネーションの季節がやってきました ☆彡

今年も島本町がイルミネーションで輝く季節がやってきました。  
街に輝くイルミネーションを見るとクリスマスを意識するようになり、今年を締めくくると街が輝いているように感じました。  
取り付け作業にも参加させて頂きました！ 夜は数多くの方が立ち止まってイルミネーションを見ておられました。お手伝いした甲斐があるというものです！



取り付け作業中



完成後

詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

### 編集後記

### 難波事務所のホームページが完成しました！



発行：難波税理士・行政書士・社会保険労務士事務所  
住所：大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号  
電話：075-961-0812  
FAX：075-961-0818  
E-MAIL：t-namba@sirius.ocn.ne.jp  
WEB：http://namba-one.com/

### 難波孝朗税理士・行政書士・社会保険労務士事務所



難波事務所ホームページ、  
リニューアル完了いたしました！  
最寄駅～難波事務所までの案内の動画や、各職員の紹介文・似顔絵、所長の難波が事務所の経営方針を語る動画も掲載しております。

ご覧して頂ければ、難波以下、職員一同幸甚です！

## 住まいの給付金ってなに?!

### ☆ 概要

すまい給付金制度は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために導入を予定している制度です（平成26年4月から平成29年12月まで実施予定）。

住宅ローン控除等は、支払っている所得税等から控除する仕組みであるため、収入が低いほどその効果が小さくなります。すまい給付金は、住宅ローン控除等の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して現金を給付し、住宅ローン控除等とあわせて消費税率引上げによる負担の軽減を図るものです。このため、収入によって給付額が変わる仕組みとなっています。

### ☆ 給付条件

住宅ローンの有無、新築住宅か中古住宅かによって、条件が異なります。

大前提として、対象住宅は「自らが居住する」「床面積50㎡以上（登記上）」の住宅で、その住宅の「品質が確認されていること」が必要です。

現金取得者の場合は、「50歳以上」で「収入目安が650万円以下」であることも追加の要件です。

	新築住宅※1	中古住宅
住宅ローン利用者の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自らが居住する</li> <li>●床面積が50㎡以上</li> <li>●工事中検査により品質確認された次の住宅               <ol style="list-style-type: none"> <li>①住宅瑕疵担保責任保険に加入</li> <li>②建設住宅性能表示制度を利用 等</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●売主が宅地建物取引業者である</li> <li>●自らが居住する</li> <li>●床面積が50㎡以上</li> <li>●売買時等の検査により品質が確認された次の住宅               <ol style="list-style-type: none"> <li>①既存住宅売買瑕疵保険※3に加入</li> <li>②既存住宅性能表示制度を利用（耐震等級1以上に限る）</li> <li>③建設後10年以内で、新築時に住宅瑕疵担保責任保険に加入または建設住宅性能表示制度を利用</li> </ol> </li> </ul>
現金取得者の追加要件	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>●フラット35Sの基準※2を満たす</li> <li>●50歳以上（住宅を引渡された年の12月31日時点）</li> <li>●収入額の目安が650万円以下（都道府県民税の所得割額が13.30万円以下）</li> </ul>	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>●50歳以上（住宅を引渡された年の12月31日時点）</li> <li>●収入額の目安が650万円以下（都道府県民税の所得割額が13.30万円以下）</li> </ul>

※1 新築住宅は、工事完了後1年以内、かつ居住実績のない住宅

※2 耐震性（免震住宅）、省エネルギー性、バリアフリー性又は耐久性&可変性のいずれかに優れた住宅

※3 中古住宅の検査と保証がセットになった保険

### ☆ 給付額

「すまい給付金」の給付額は、都道府県民税（住民税）を算出する際の「所得割額」を基にして決定した「給付基礎額」に、登記上の「持分割合」を乗じた額となります。

$$\text{給付額} = \text{給付基礎額} \times \text{持分割合}$$

したがって、市区町村が発行する住民税の課税証明書（名称は市区町村によって異なる場合がある）で都道府県民税の所得割額を個別に確認する必要があります。